

平成30年(ヨ)第75号 伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件(第二次)  
債権者 [REDACTED] 他3名  
債務者 四国電力株式会社

## 上 申 書

(号証番号の修正について)

平成30年7月19日

広島地方裁判所 民事第四部 御中

債権者ら代理人 弁護士 胡 田 敢

同 弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 甫 守 一 樹

- 1 本件の疎明資料の号証番号につき、別添2証拠説明書記載のとおり、出来る限り先行事件(広島地裁平成28年(ヨ)第38号・平成28年(ヨ)第109号、広島高裁平成29年(ラ)第63号、及び広島高裁平成29年(ウ)第62号)に揃え、本件において新出と思われる疎明資料は甲H号証に分類する方針で、改める。
- 2 上記1の号証番号修正に伴い、2018(平成30)年5月18日付け仮処分申立書及び同日付け証拠説明書について、それぞれ、別添1、別添2のとおり、号証番号を修正したものを提出する。

<添付資料>

- ・別添1 仮処分申立書(号証番号修正版)
- ・別添2 証拠説明書(申立書関係一号証番号修正版)
- ・各疎明資料(番号修正後のもの)

以上